

シリーズ 環境社会学講座

4

福永真弓・松村正治 編

答えのない 人と自然のあいだ

「自然保護」以後の環境社会学



新泉社

答えのない人と自然のあいだ ―「自然保護」以後の環境社会学

目次

「本扉写真」 人を恐れずに家の前まで来るゾウ（タンザニア、セレンゲティ県）

人と自然の関わりをたどり、 再考するために

松村正治

012

- 1 「人と自然のあいだ」について考えるための方法論 012
- 2 自然とは何か、何が問題か——人新世時代の問い 016
- 3 誰にとって問題なのか——多元的な社会的現実からの問い 018
- 4 自然は誰のものか——「モンス論」からの問い 020
- 5 誰がどのように関わるのか——環境ガバナンス論からの問い 022
- 6 本書の構成 025

I

私たちは自然と どう関わってきたのか

私たちはどんな自然をまもうとするのか 未来の人と自然の関わりをどうやって考えるか

富田涼都

030

- 1 自然保護の古くて新しい問題 030
- 2 三方五湖の自然再生事業と「昔の水辺の風景画」募集 033
- 3 「昔の水辺の風景画」に描かれたもの 035
- 4 語られた水辺の姿が意味すること 039
- 5 水辺を語り、聞く人びとの多様な姿 041
- 6 自然と社会の関係の読み解きとその展開 043
- 7 現代の自然と社会の関係における困難 046
- 8 未来の自然と社会の関係を構想するために 049

野生とは何か

アフリカゾウ獣害問題にみる「管理された野生」の矛盾

岩井雪乃

056

- 1 はじめに 056
- 2 アフリカゾウ獣害問題の現状 057
- 3 アフリカゾウのグローバルな価値づけと地域社会での価値づけの変遷 063
- 4 グローバルな「野生」のゆくえ——「管理された野生」という矛盾 069

第3章

「単一種の森」の荒廃と日本の森林保護のゆくえ
「造られた自然」をめぐる統制の崩壊

大倉季久
073

- 1 造られた自然 073
- 2 何が自然を造るのか——国家、市場、所有者 077
- 3 市場からも国家からも遠く離れて 084
- 4 危うい自然 091

第4章

河川の災いを豊かに生きる

金子祥之
097

- 1 災いとともに生きる 097
- 2 川の美しさと怖さ、そして恵み 100
- 3 洪水を好機にする技法 104
- 4 ライフ・ドキュメントに記された「洪水時の漁法」 108
- 5 洪水を遊ぶ知恵が意味するもの 111

コラム A

野生動物との押しずもう

閻美芳
115

II

自然との関わり方を
どう手探りしているのか

第5章

雑草から見つめ直す人と自然の関わり
都市における市民農業の福祉的展開

松宮朝
122

- 1 はじめに——雑草から見る人と自然の関わり 122
- 2 都市の緑地と農地の共同管理 124
- 3 都市の市民農業と高齢者 128
- 4 市民農業への障害者の参画 133
- 5 雑草から開かれる都市の人と自然の関わり 138

第6章

知らない海と共に生きる

福永真弓
140

- 1 知らない海よ、こんにちは 140

- 2 気候変動時代の環境ガバナンス 144
- 3 われらの海を探る 148
- 4 海のケアワーク 155
- 5 知らない海と生きるために 163

第7章

自然との関わりを通して 「欲しい地域」を生み出す 里山保全運動が目指したコモンズ実践の先へ

松村正治
168

- 1 なぜナラ枯れ被害は拡大したのか 168
- 2 里山保全運動の拡大と里山の再評価 170
- 3 コモンズを目指した里山保全運動——舞岡公園の事例 173
- 4 多様なアクターによる里山ガバナンス——新治地区の事例 175
- 5 うまくいかない里山ガバナンス——当事者のつぶやきから 178
- 6 地域の未利用資源を生かす里山起業ムーブメント 182
- 7 自然との関わりから「欲しい地域」を生み出せるのか 185

コラム B

自然再生と福祉をつなぐ——麻機遊水地での取り組み

西廣 淳
190

コラム C

地域・資源再生を担う新たな森林利用

平野悠一郎
194

III

自然と社会の関係を いかに結び直していくのか

第8章

グローバリゼーションと食の風景 食流通がもたらす地域の風景

大元鈴子
200

- 1 食の風景——グローバルな食料システムと環境負荷 200
- 2 国際資源管理認証がもたらす風景の妥当性 204
- 3 生産者とローカル認証がつくる食の風景 216
- 4 食の主権と食の地域化——認証制度のこれから 221

人と自然の関わりをたどり、 再考するために

松村正治

1 「人と自然のあいだ」について考えるための方法論

『シリーズ 環境社会学講座』の第4巻である本書のテーマは、人間と自然の関係のあり方である。

二〇二〇年代に生きる私たちは、気候危機や生物多様性の減少といった地球規模の環境問題に直面している。このまま人間が自然に対して大きな負荷を与え続けていくと、人間の生存・生活を支える地球環境が維持できなくなると危惧されている。このため、どうすれば人間と自然の関係を持続可能なたちへと変革できるのがグローバルな課題となっている。二〇三〇年までに生物多様性の損失を止め、回復傾向へと向かわせる「ネイチャーポジティブ」と、二〇五〇年まで

に温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにする「カーボンニュートラル」を実現することは、国際的な目標となっている。

かたや国内に目を移すと、人口減少や少子高齢化が進むなかで、地域住民によって手入れされてきた農地や森林等が放置され、鳥獣被害の増大や自然災害の頻発を引き起こしていると指摘されている。しかし、低成長時代が続く、人びとの命や暮らしに直結する社会保障費さえ予算が抑制されるなかで、限りある社会資源を自然環境の管理に優先して振り向けるべきとは言いがたい。このように、ある側面を見れば人間による自然の破壊・収奪が問題視され、別の側面を見れば人間による自然の管理不足が課題となっている。それでは、「人と自然のあいだ」について、私たちはどのように考えればよいのだろうか。

この問いに対し、人間社会が自然環境と本質的に対立するものとみなすと、人間と自然のどちらを中心に考えるべきかという議論が始まる。実際、世界中で環境問題への関心が高まった一九七〇年代には、従来の人間中心主義を反省するエコロジー思想が広がった。例えば、樹木などの自然物にも裁判で訴えることができる法的地位を与えるべきとか、実験動物や家畜などを劣悪な環境下に置くのは人間を特別扱いする種差別であるとか、すべての生命は平等であるべきというラディカルな主張まで現れた〔Nat. 1989 = 1993〕。

こうした問題提起は、私たちが自明視してきた人間と自然の関係を揺さぶるもので、環境思想上の意義は大きかった。しかし、現実に行き詰っている環境問題の現場では、問題の問い方自体に疑問を投げかけるために、その思想を実践的に生かすことは難しかった。

一方、日本の環境社会学は、公害問題の解決に向けた調査研究から始まっており、当初から学問の実践性を重視してきた。既存の社会学理論を問題事例に当てはめて解釈するのではなく、社会的なフィールドワークに基づき、人間と自然の関係性のあり方を考えるアプローチが多用されてきた。そうした問題解決への志向性から確立された方法論として、鳥越皓之らが提唱した「生活環境主義」がある〔鳥越編 1989; 鳥越 1997〕。

鳥越によれば、一九八〇年代当時、人間と自然の関係については、人為的な影響を排除して生態系の保存を目指す「自然環境主義」と、技術的に問題解決を図ろうとする「近代技術主義」の二つの考え方があった。この対立的な構図が環境問題の現場に持ち込まれると、人間か自然かというゼロサムゲームとして問題が定式化される。その結果、双方の立場から正当性が述べられても議論は平行線のままとなり、最終的には数や力の論理で決着がつけられることになる。

しかし、鳥越らは琵琶湖総合開発がもたらす地域社会への影響を調べていくなかで、そうした二項対立的な問題設定が実社会には適合しないと考えた。彼らは湖畔地域で現地調査を行い、人びとが意味づけている生活世界の理解に努め、人と自然の多様な関わりやコミュニティを維持するための仕組みなどに目を向けた。すると、この調査地では、住民が湖につながる水を日常的に利用し、集落でこれを共同管理していたので、生活システムを守ることが水環境の保全に直結していることに気づいた。そこで、彼らは自然環境主義でも近代技術主義でもない第三の考え方として生活環境主義を提唱し、地域社会と生活環境の関係を丸ごと保全する必要性を訴えた〔鳥越編 1989; Yamamoto and Torigoe eds. 2023〕。

生活環境主義が、現実の環境問題を解決するために理論化されたという点は、一九九〇年代に米国で盛んに議論された環境プラグマティズムと重なる部分がある。これは、当時の環境倫理学が人間中心主義か非人間中心主義かと問うような哲学的な議論に集中して、政策立案や事業実施に生かされないことへの不満から生まれたものである。この環境プラグマティズム運動では、従来の環境倫理学の問題点を認め、実際の環境問題に役立つように多元的なアプローチを採用することが謳われた〔Bright and Katz eds. 1996 = 2019〕。

日本では、こうした米国の動向とは独立に、鬼頭秀一が人間と自然を対立的にとらえる環境思想の限界を指摘しつつ、両者の関係性を分析するために社会的リンク論を提唱し、人間と自然の「かかわりの全体性」を守るべきと主張した。さらに、世界自然遺産の白神山地（しらかみさんち）において環境社会学的なフィールドワークを行い、自然環境主義が自然を保護する一方で自然との関わりを切断してしまう問題性を明らかにした〔鬼頭 1996; 鬼頭・福永編 2009〕。

このように日本の環境社会学では、どうすれば環境問題を解決できるのかという実践的な問いに導かれて方法論が検討されてきた。人間と自然の関係のあり方についても、これを抽象的・理念的に問うのではなく、個別具体的なフィールド調査に基づき、問題の解決に向けて知見を蓄積してきたところに特長がある。

私たちはどんな自然を まもろうとするのか

未来の人と自然の関わりをどうやって考えるか

富田涼都

1 自然保護の古くて新しい問題

どんな自然をまもるべきなのか。

一見当たり前すぎるようにも思えるこの問いに対して具体的に答えることはとても難しい。その理由の一つ目は、自然と社会の関係のダイナミックで複雑な変動にある。例えば「里山」は、人間の生活の変化によってはげ山や藪に姿を変えてきた「瀬戸口 2009」。また、野生生物は時代によって絶滅しそうなほど減少したり、人間社会に被害を与えるほど増加したりする「丸山 2006」。さらに、この自然と社会の変動は複雑な相互作用の中で発生するため、未来予測には常に不確実性が伴う。そのため、自然再生事業等においては、あくまで暫定的な仮説に基づくものとして試

行錯誤を繰り返す「順応的管理」という手法が活用されつつある「鷲谷・草刈編 2003」。これは裏を返せば、ある時点で具体的に想定される目標の妥当性は常に揺らぎ続けるなかで自然をまもることを意味する。これにどう対応するか。

二つ目は、自然と社会の関係の多様さと固有性にある。例えば、先住民や市民の参画による環境保全「目黒 2014; 松村 2007」、歴史的環境の保全や都市計画「森久 2016; Hester 2006 = 2018」などではしばしば課題となったように、具体的な自然と社会の関係は、生物進化や社会文化も含めた歴史を背景として、「生物文化多様性」ともいわれるように、一つひとつ多様であり固有性を持つ「湯本編 2011」。これをどのように尊重し、保全や発展を実現させていくのか。

そして、三つ目の理由は、自然と社会の関係は考慮する時間と空間のスケールによってその評価が変わってしまうことにある「Levin 1999 = 2003」。例えば、自然保護区の設定「岩井 2001; 鬼頭 1996」、自然災害からの復興や防災対策「原口 2010」などで典型的に発生してきたように、短期的に見れば人間に恩恵をもたらす望ましいとされた取り組みが、長期的には必ずしも評価できなかったり、ある人びとにとっては望ましい自然との関係が、別の人びとには望ましくなかったりする。一つ目、二つ目の課題を含めて、いったい誰とどのように考慮する時間と空間のスケールを決めるのが望ましいのか。

つまり、この三つの課題は自然と社会の歴史を踏まえつつ、未来の具体的な目標とプロセス、手法を誰がどうやって決めることが望ましいのか、という課題にも同時に対応しなくては解決できない。これは歴史を踏まえた環境正義（Environmental Justice）とも大きく関わる「石山 2004」。つまり、

「どんな自然をまもるべきなのか」という問いは、自然と社会の関係の固有性や私たちの意思(価値判断)を踏まえたうえで、「私たちは、どんな自然と社会の関係に価値を置いて、誰とどのように未来の自然と社会の関係を紡ぐのか」という問いに変換して答えることが必要になる。

ここに挙げた困難自体は今に始まったことではなく、自然保護の現場では常に問われてきたことでもある[守山 1988; 沼田 1994; 鬼頭 1996; 鬼頭編 1999]。しかし、とくに現代の自然保護では「今あるものをまもる」だけでは収まらず、自然再生事業や絶滅生物の野生復帰、生物の個体数調整、外来種対策、里山保全、グリーンインフラなど現時点では存在しない自然と社会の関係を目標とするものが増えている。これらは単に過去を復元するという発想ではなく、未来の自然と社会の姿を構想することを明確に求められるため、「私たちは、どんな自然と社会の関係に価値を置いて、誰とどのように未来の自然と社会の関係を紡ぐのか」という問いに向き合わない限り、前に進めない[富田 2014]。その意味で、「どんな自然をまもるべきなのか」という問いが持つ困難は、自然保護にとって古くて新しい問題でもある。

環境社会学でも、この古くて新しい問題の答えをどのように見いだすのかについて議論が重ねられてきた。その最近の成果の一つが「順応的ガバナンス」論である[宮内編 2013, 2017]。ダイナミックで複雑な自然と社会の関係を前提として、この問いの答えを、そのときの自然と社会の状況に合わせながら暫定的に見いだし、モニタリングしながら自然と社会の状況の変化があれば見直すという再帰的で順応的なプロセスが議論されてきた。そして、「順応的ガバナンス」論における多種多様な事例研究から、多様な市民やステークホルダー(利害関係者)の参加によって環境保全

の目標とプロセスを決めるために、単に試行錯誤の機会を保证するだけでなく、多元的な価値を尊重することや、「生物多様性の保全」のようなグローバルな目標を翻訳して現場の文脈の中に位置づけ直す「再文脈化」の重要性が繰り返し強調されてきた。

これらの議論を踏まえて、私たちは現時点では存在しない未来の自然と社会の関係を具体的に構想するうえでどんな課題に直面するのだろうか。本章ではこのことについて、筆者も実践に参画した事例から検討したい。取り上げるのは、「多元的な価値」を知るために自然と社会の関係についてより多くの人の視点から掘り起こし、「再文脈化」のために自然と社会の関係についてインフォーマルな場におけるコミュニケーション[岩佐 2015; 富田 2018]を喚起しようとした福井県三方五湖周辺の「昔の水辺の風景画」募集の取り組みである。

2 三方五湖の自然再生事業と「昔の水辺の風景画」募集

三方五湖は、福井県の美浜町と若狭町にまたがる五つの湖(水月湖、三方湖、久々子湖、日向湖、菅湖)の総称である(写真1-1)。五つの湖はそれぞれ塩分濃度が異なり、多様な環境とコイ科魚類のハス、イチモンジタナゴなどの限られた自然分布域であることから二〇〇五年にラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)に登録された。二〇一一年から、自然再生推進法に基づく「三方五湖自然再生協議会」が設置され、自然再生事業が行われている。二〇一九年には各湖の環境に応じた特徴的な漁業の存在から「三方五湖の汽水湖沼群漁業システム」が日本農

野生とは何か

アフリカゾウ獣害問題にみる「管理された野生」の矛盾

岩井雪乃

1 はじめに

アフリカゾウと聞けば、多くの人が絶滅の危機に瀕した保護すべき動物だとイメージするだろう。しかし、近年のアフリカでは、ゾウが畑を荒らす害獣となっている地域が増えており、さらには、ゾウが人を襲って殺害する事件も起こっている。タンザニアでは年間四〇〇〜五〇〇人がゾウに殺されており[Mduma et al. 2010]、また、アジアにおいても、アジアゾウが生息するインドでのその数は、年間四〇〇〜五〇〇人に達している[Shafer et al. 2019]。ゾウは、生物としては人間よりも圧倒的に強い存在なのである。

産業革命以降の開発の反省のもと、現代では、「野生生物を保全する」ことは国際的な目標と

なっており、国連の持続可能な開発目標(SDGs)でも謳われている。しかし、「野生生物」は、前述のゾウの例のように、自然の「恵み」だけではなく、人間生活を脅かす「脅威」の側面もあわせ持つ。それが、「家畜」という、人間に有益な側面だけを残してつくった生物との最大の違いだろう。そのような「野生」が持つ「荒ぶる」側面が、現代人、とくに都市生活者には見過ごされている。また、「野生」に対する価値づけは、もともとは地域ごとに異なるものだった。それが、近年ではグローバルな価値づけが浸透し、地域固有の価値が失われつつある。かつては、地域の自然環境や文化とともに、食料、物質利用や信仰など、多様なかたちで野生生物と関わり、地域ごとのローカルな野生生物の価値を育んできた。そこに、現代では絶滅危惧種の保護、原生自然主義、動物愛護思想、生態系サービスといった価値づけがグローバルに適用されるようになり、ローカルな関わりが否定されるようになってしまっている。

本章では、野生生物とそこに暮らす人びとのローカルな関わりが、グローバルな「野生」の価値づけによって翻弄される過程を、タンザニアにおけるアフリカゾウの事例から考えたい。

2 アフリカゾウ獣害問題の現状

★見えやすい被害

タンザニアには、四万四〇〇〇頭のゾウが生息しており、アフリカの中で、ゾウが多く生息している国の上位三か国の一つである。

筆者は、タンザニアで最大級の国立公園であるセレンゲティ国立公園で、一九九六年から調査を行ってきた。この地域のゾウの個体数は、一九八〇年代に、象牙目的で過剰に捕獲されて五〇〇頭ほどに減ってしまった。しかし、その後、ワシントン条約（CITES…絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）で象牙の国際取引が禁止されて、保護活動が活発になってからは順調に回復し、二〇一四年には六〇〇〇頭になっている〔TAWIRI 2015〕。これは、個体数の記録が始まった一九五〇年代以降、最多の数である。一方で、タンザニアの人口は急激に増加しており、二〇一九年には五八〇〇万人となり、世界銀行の予測では二〇五〇年には一億人に達するとされている。人とゾウの双方が、利用する土地を求めて拡大しているため、衝突が起るようになっている。

この地域でゾウ獣害問題が発生し始めたのは、二〇〇〇年代に入ってからだった〔岩井 2017a〕。筆者が調査を始めた一九九〇年代は、ゾウは村人にとって「幻の動物」だった。おじいさん世代が若い頃に遠出したときに見かけることがあっただけで、多くの人は見たことがなかった。それが二〇〇〇年代に入って、年に数回ゾウが畑に侵入してくるようになったかと思うと、年々、頻度と頭数が増加し、二〇一〇年代には連日何十頭ものゾウ群が村を襲撃するようになってしまった。この過程は、筆者自身が毎年村を訪問しながら、実際に体験してきた驚くべき変化だった。セレンゲティに行き始めた頃は、筆者も「絶滅に瀕した動物を保護しなければ」と考えており、実際にゾウの数は少なく、見ることはほとんどなかった。しかし、二五年以上が経った今では、五〇頭、一〇〇頭の大きなゾウ群を見ることが当たり前になり、ゾウのみならず、ライオンも増えて

村の家畜を襲うようになってしまった。動物の勢力がこんなに大きくなり、人間生活が脅かされるようになるとは、国立公園職員も住民も思ってもいなかった。

筆者が調査しているのは、セレンゲティ国立公園に隣接している八つの県のうちの一つ、セレンゲティ県（人口二五万人）である。県内では、国立公園に隣接する二六村（合計人口七万人）がゾウの被害に遭っている。とくに被害が深刻なミセケ村（人口三〇〇〇人）では、二〇一八年には年間一三四日のゾウの襲撃があり、その群れの規模は一〇〇頭を超えることもあった〔岩井 2018〕。ゾウの襲撃による死亡事件も毎年発生しており、二〇一九年には、セレンゲティ県で年間七人がゾウに殺され、過去最多となった〔Iwai 2021〕。

★見えにくい被害

前述のような数字に表しやすい被害のほかに、数字では表しにくい「見えにくい被害」もさまざまなレベルで発生している。まず大きな問題は、農作物被害がもたらす生活の質の低下である。被害に遭っている人びとは、農業を主な生業としており、とれた作物で自給し、余剰を売って教育費や医療費などの支出に充てている。この収穫がゾウの襲撃で失われれば、食料購入を優先させるためにその他の支出を抑制しなければならない。タンザニアにおいても学歴社会化しており、農村部でも親は子どもをより上の学校へ進学させたいと腐心している。しかし、ひとたびゾウ被害に遭えば子どもの学費を払えなくなり、進学を断念せざるをえない。これは、現在の生活の質の低下のみならず、子どもが十分な教育を受けられないことによって、次世代の将来の生活の質

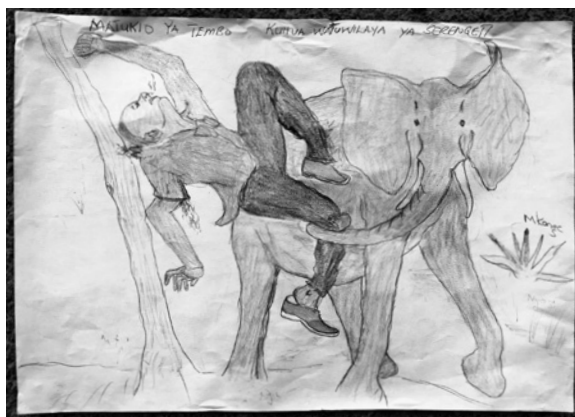


図2-1 ゾウは人を襲う時に鼻で投げ飛ばす
村人画

生活への絶望感と焦燥感、ゾウを含む自然への恐怖と無力感、自然保護の「恵み」だけを得ている政府や外国人観光客への恨みなどがわいてくる。

そして、ゾウに大切な人を殺されてしまった被害者家族の痛みは、とうてい代償できるものではない。筆者は二〇一九年に、二人の犠牲者の遺族からお話を聞いた。一人目の犠牲者は四〇代女性で、八人の子どものシングルマザーだった。ゾウに畑を荒らされた翌朝、畑の様子を見に行ったらところで、残っていたゾウに出くわして殺されてしまった(図2-1)。上の子ども六人は、苦しいながらも自活できそうだったが、下の二人はまだ小学生だった。兄である長男に引き取られたものの、長男も自分の妻と幼い子どもを零細農業で養っており、その農地もゾウ獣害にさらされていた。困窮した生活だった。

このようなゾウ獣害にいつ遭うかわからない恐怖が、コミュニティ全体に蔓延していた。二人目の犠牲者は一九歳の男子学生で、筆者は葬儀に参列した(写真2-3)。四〇〇人ほどの親戚や住民が集まっている式の中で、村長は、早朝や日が暮れ

までも低下させ、貧困の連鎖を生み出すことになる。また、身体的な健康状態の悪化も引き起こす。医療費の抑制によって治療を受けられないことに加えて、十分な食料を購入できないために栄養不良となり、それが子どもの生育に及ぼす負の影響は長期間にわたる。

また、精神的な被害はもちろん甚大である。半年間にわたって鋤をふるって育ててきた主食作物が、収穫目前で一夜にしてゾウに食い荒らされて全滅してしまうことが起こる(写真2-1・2・2)。楽しみにしていた収穫の喜びが奪われ、これまでの労働が無に帰すことは、農民にとっては言葉に表せないほどのショックである。その気持ちは、単にゾウへの怒りだけではない。これからの



写真2-1 主食作物ソルガムの収穫を楽しみにする農民
撮影：筆者



写真2-2 ゾウに畑を食い荒らされて茫然とする農民
撮影：筆者

価値の押しつけなのだろう。野生生物との関わり方について、セレンゲティ県の人びとが、自ら選び、変更することが可能な政治的社会的環境になることが、根本的には必要である。それは、これまでの政策のように、暴力で強制されたり、「住民主体」の名のもとに懐柔されるのではなく、異なるかたちが求められている。そのためには、まずはグローバルな自然観を持つ私たちが、「野生」を見る目を変えなければならない。一見美しい「野生」のすぐそばで、権利を奪われ、自然の脅威とともに暮らしている人びとの存在を想像することができるかどうか。その想像力を持つことが、ローカルな「野生」が尊重される社会への第一歩となるはずだ。

註

(1) 本節の内容は、岩井[2017c]に詳しい。

「単一種の森」の荒廃と 日本の森林保護のゆくえ

「造られた自然」をめぐる統制の崩壊

大倉季久

1 造られた自然

●単一種の森

森には、造られた自然という一面がある。とりわけ日本の森は、その多くが人工的に生み出された自然であり、また管理されてきた自然である。

なぜ人びとは、森を造ったのだろうか。電気もガスも整備されていなかった時代であれば、それは、生活のためであった^①。森の近くで暮らす人びとだけでなく、都市での暮らしも森を頼る部分が大きく、それゆえ人びとは、森の消失を防ぐために広く協力し合ってきた。いわゆる里山は、

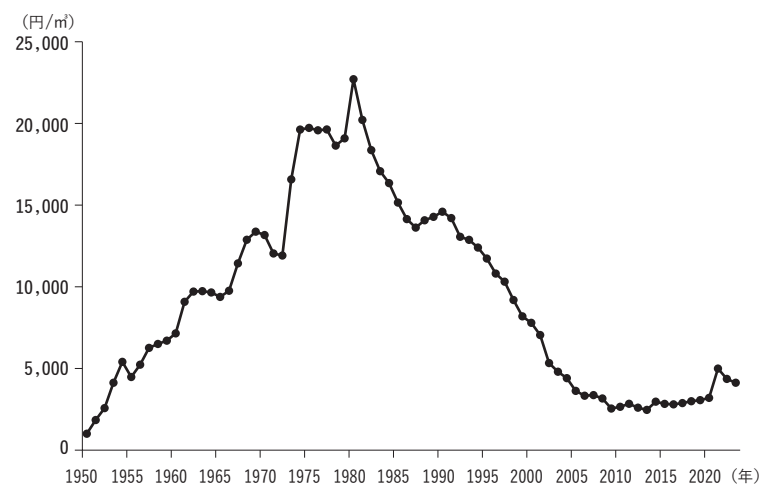


図3-1 スギの価格変動 (1950-2023年)

注:ただし、ここに示したのは「山元立木価格」、つまり丸太の市場価格から伐採、搬出等に要する費用を差し引いた価格の動向である。
出所:『林業白書』各年度版および『戦後林政史』をもとに筆者作成。

「単一種の森」の場合、森を所有する人びとは、息の長い事業の継続が求められる、そのために伐採や輸送だけでなく、植林や間伐、枝打ちといった定期的な作業に至るまで、さまざまなかたちで生じる費用や労力を工面しなければならぬ。森の荒廃は、この森を造成した人びとの後継世代にあたる現在の所有者たちが、そうした費用や労力を工面することができなくなった結果として生じている。

ただ、費用や労力を工面できなくなってもなお、多くの所有者は、森を手放したわけではない。手もとに残している。では、現在の日本には、どのような所有者がどの程度いるのだろうか。これについて簡単に確認したうえで先へと進もう。

その名残である。

では、現在の森はどうだろうか。現在の日本の森を見渡すと、多くがスギやヒノキ、マツといった針葉樹で構成されていることが一目でわかる。²⁾

そして、この針葉樹が一面に広がる自然の造成が本格的に始まったのは二〇世紀、高度経済成長期に差しかかる頃のことであった。ちょうど電気、ガスが本格的に普及し始め、薪炭^{しんたん}の需要が急減し始めたその頃、高度経済成長期の到来とともに生じた建設用材を中心とする旺盛な木材需要から生じた木材不足がきっかけだった。当時の物価上昇の勢いを上回るほどの木材価格の急激な上昇を目の前にして、人びとは競うようにしてスギやヒノキの植林を進めた。そこに、いわゆる「拡大造林政策」と呼ばれる木材供給の安定的な確保を目指した一連の政策的な支援が加わって、なかには田畑を潰して森林を造る人びとまで現れた。それから二〇年ほどの間に、日本の森林では、現在のような針葉樹の「単一種の森」へと造りかえが広く進んだのである。

●荒れる自然

そうして造られた「単一種の森」は今日、多くが適切な管理が行われずに荒廃しているとされる。かつて広く見られた森をめぐる人びとの協力も今では見られなくなっている。その原因とされるのが、林業の崩壊、すなわち木材価格の下落である。木材価格にもいくつかの種類があるが、森に立っている状態のスギの価格の推移をみると、一九八〇年代初めをピークに下落を続け、近頃は、おおむね一九六〇年代並みの水準で推移するようになっていくことがわかる(図3-1)。

です。スギやマツは用材をつくるためによく植えられるようになっただけで、それで森をつくっても長くはもたない。常に人の手による管理が必要で、鎮守の森、千年の森にはならんです」[宮脇 2024: 136]。もちろんこれを取り上げたのは、批判を受け入れよ、ということでもなければ、こうすれば森は保護される、ということを言いたいがためではない。二つの立場の隔絶を紹介するためである。

第4章

河川の災いを豊かに生きる

金子祥之

1 災いとともに生きる

本章では、河川に近接して住まう地域社会を舞台に、洪水が困った存在であることを熟知しているにもかかわらず、なにゆえにそれを心待ちにする人びとがいたのかを明らかにする。具体的には、洪水時にしか行いえない生業活動を取り上げ、洪水という通常であれば好まれない自然と人間との関わりを、川に接近して暮らしを営んできた地域社会の経験から探ってみたい。

人間と自然との関わりは、近代化の過程において、平板になっていったといわれる。近代社会では、「自然の征服と利用を限りなく求める」[藤原 1991: 88]人間優位の征服的な自然観が形成された。自然を征服対象としてまなざす自然観のもとで、自然の収奪的な利用が進む。その結果、環

境破壊は見過ごされ、個人の生存や生活、社会の持続性が脅かされるほどの危機的な環境問題
『松橋 2011: 』が発生していったのである。

近代社会において、広く受け入れられた征服的な自然観は、自然のもたらす負の側面、すなわち人間と災害との関わり方をも平板なものにしていった。災害もまた制御すべき対象となり、自然を制御する工学的な技術が発達した。本章で議論する洪水を例にとると、近代日本の洪水対策は、自然を大きく変容させる「近代的技術手段」[大熊 1988: 18]を採用してきたと、大熊孝は指摘している。そのうえで大熊は、自然征服的な近代治水が常襲的水害を減少させたものの、災害対応がハード対策に大きく傾き、洪水を受容するための知恵が失われたと指摘した[大熊 1988]。

このように、自然を利用することも、また災いへ対処することも、近代社会では征服的な自然観に基づいた対応がなされた。だが、そのようなあり方を、現代の私たちがどのようにとらえるかは、大きく異なっている。自然利用の面では、自然環境の持続性が蝕まれている状況が露わになり、征服的な自然観とは異なるアプローチが求められていった。一方で、災害対応ではむしろ、それが力を増している。というのも、災害を防ぐ目的のもとでは、自然の制御や変化は正当化されやすい。加えて、昨今の気候変動に伴う災害のリスクの上昇傾向、あるいは大規模災害が多発する状況下では、征服的な自然観はますます強まっているかのように見受けられる。

もちろん、災害という非常事態に対し、自然の改変や制御を試みることは必要な方策であろう。しかし、こうした制御的アプローチのみに依存すると、かえって地域の対応力を弱めてしまう。すなわち、制御的なアプローチを高度に発達させることは、「生活者自身は『災害へのしたた

かさ』を減退させ、……専門機関への依存を強める」[田中 2007: 350]結果を招くのである。それゆえに環境社会学では、災害に対する地域社会の経験知を掘り起こし、地域社会の防災力を高めようとする実践的な研究が進められてきた[嘉田 2006; 西城戸 2010 など]。

こうした指摘をさらに深めてゆくには、防災に直接的に結びつく経験知を掘り起こすだけでなく、人びとの生活の場から多様な認知世界を描いていく必要がある。関礼子は、「人間と自然との『関わり』が創り出す認知世界は、人間とその持つ文化の多様性によって、多様な『環境世界』を構成している」[関 2003: 58]と指摘する。地域社会は、災害との関わり方に関して多様な文化をつくってきた。災害の克服を試みる制御的なアプローチだけでないからこそ、災害との「したたかな関わり」が形成されたのではないだろうか。

そうした災害とのしたたかな関わりは、とりわけマイナー・サブシステム(Minor Subsistence)に見て取ることができる。マイナー・サブシステムとは、山菜・きのこ採りや魚獲りなどの狩猟採集活動を代表例とする、副次的な生業活動を指す。稲作などのメジャー・サブシステム(Major Subsistence)と比較すると、経済的には目立たないものの、生活にとって大きな意味を持つ生業活動である[松井 1998: 140-147]。

洪水という厄介な現象は、水田稲作をはじめとするメジャー・サブシステムにとって、大きなマイナスとなりやすい。だが一方で、マイナー・サブシステムに注目してみると、違った営みが見えてくる。すなわち、マイナー・サブシステムからは普段と異なる状況を利用して、そこから利益を引き出そうとしてきた事実が浮かび上がってくる。そこで本章では洪水時の漁撈活

動を取り上げ、防災という狭い関心からは見えてこない、災害との関わりを検討してゆくことにしよう。

2 川の美しさと怖さ、そして恵み

本章の舞台は、埼玉県長瀬町井戸地区である。井戸地区は、年間三〇〇万人もの観光客が訪れる観光名所である長瀬地区の対岸に位置している。長瀬観光の目玉は、荒川がつくり出した自然景観にある。集落が立地する台地と河川には一〇メートル近い高低差があり、深く切れ込んだ岸壁の間を川が流れてゆく美観が広がっている。

私たちは、美しい河川景観を体験するために、長瀬へと出向く。そのため多くの観光客にとって、荒川は美観を感じる穏やかな川であり、ライン下りを楽しむ清流である(写真4-1)。それゆえ、観光に訪れる人びとにとっての自然は、レジャーにふさわしい穏やかなものであり、増水する川の姿を目にすることはほとんどないだろう。

しかし、岸壁の下を穏やかに流れている荒川も、ひとたび増水すると、甚大な被害をもたらす「荒れ川」となってきた。その歴史を現在にも語りかける資料として、集落から約三キロメートル下流に、寛保二年の大洪水(一七四二年)の水位を記録した寛保洪水位磨崖標が残されている。水位が一八メートルも上昇し、荒川が大氾濫した歴史を知ることができる。

一九五〇年代に始まるダム建設以前は、およそ一〇年おきに水害があるものと思っていたのだ



写真4-1 長瀬の景観とライン下り
撮影：筆者

と、井戸地区の人びとも語っている。人びとが体験した大きな水害は、昭和十三年水害(一九三八 年)、続いてカスリーン台風(一九四七年)があった。どちらの水害の場合も、井戸地区で広い範囲の浸水被害が出た。近年になっても、例えば昭和五十七年水害(一九八二年)、および令和元年水害

(二〇一九年)では、蓬萊島公園や長瀬キャンプ場など地区内の観光施設が大きな被害を受けている。

洪水を軽減するために、ダム建設が進められた。カスリーン台風で甚大な被害を受けたことから二つのダムが建設され、一九六一年に二瀬ダム、一九六四年には玉淀ダムが完成した。その後もダム建設が継続され、一九九八年には浦山ダム、二〇〇一年には合角ダム、二〇一一年には滝沢ダムが完成している。

川の恐ろしさを目の当たりにしてきた一方で、人びとは、川からの恩恵も得てきた。井戸地区では、川漁だけで生計を立てる専業漁師はいなかったが、多くの人びとが川

註

- (1) 以下、本章では、洪水と水害を次のような意味で使い分ける。洪水は多量の水が流れる自然現象を指し、水害は洪水の結果として被害が生じる社会現象を指す。
- (2) 注目される研究として、洪水時の魚類は支流に避難するという支流避難仮説がある〔Koinumi et al. 2013〕。ただ井戸地区の場合、避難場所として認識されているのは巻き水部分であり、支流への避難はあまり意識されていない。沢と本流との落差が大きいこと、いずれも三面コンクリートになっていることが影響しているのかもしれない。
- (3) 本章では、洪水のもたらす恵みを示してきた。こうした洪水のもたらす恵みは、東アジアや東南アジアといった雨季に湛水する地域の事例がとくに知られている。バングラデシュ農村の調査を行った吉野馨子は、「自分たちを取り巻く土と水との対話を通し、時にはなだめすかし、時には力負けしながら、活発な氾濫原での暮らしを形作ってきた」〔吉野 2013: 140〕と指摘する。あるいはまた、ラオス農村を調査した秋道智彌は、「洪水を所与のものとして甘んじて受け止める生き方が洪水常襲地帯にある」〔秋道 2010: 252〕と言ふ。洪水は「暮らしにとっては必要でもある」〔秋道 2010: 253〕とまとめた。
- 一方で、日本とは河川特性が大きく異なることから、ここでの知見をそのまま適応するわけにはいかないこともたしかである。河川勾配が急で短時間に多量の水が流れ、被害が拡大しやすい日本と、雨季にゆつくりと湛水していく地域とを同様に扱うことはできないからである。しかし、洪水を一面的に見るのではなく多面的にとらえる点、また生活者の立場から洪水の役割を見ようとする点で、本章もまたこれらの研究に多くを学んでいる。

付記

本章は、金子〔2019〕をもとに、改稿を加えたものである。

コラム A

野生動物との押しずもう

◆ 閻 美 芳

日本の中山間地域を訪ねると、「シカ、サル、イノシシ出没注意」などの看板をしばしば目にする。実際にかんりの高い確率でこれらの野生動物に出会う可能性がある。私がフィールド調査をした栃木県佐野市の山村、秋山地区の状況もそうであった。群馬県との県境に発する秋山川の上流に位置するこの地区では、道の真ん中に陣取るサルの群れに頻繁に遭遇する。近くの商店はサルの出没でドアも開けられず、家庭菜園もイノシシやシカの被害に遭うのでどこも柵に囲まれている。

秋山地区で一人暮らしをする八〇代女性は言う。「歳をとっているから、（サルに）茶化されちゃって。（サルが）慣れちゃっているから。……今はダメだね。（サルが人々）バカにしちゃって」。

女性はサルが侵入するのを防ぐために、玄関先に

追ひ払い用の小石を用意している。しかし高齢の女性が投げられる石の範囲はたかが知れている。私が彼女を訪ねたときには、サルの群れが玄関先や屋根の上を闊歩していた（写真 A-1）。

もちろん、以前からこうした状態であったわけではない。かつて秋山地区はスギやヒノキを材木として出荷していたほか、良質な麻を産出する場所としても有名であり、炭の出荷量もかなりのものがあつた。針葉樹で覆われた奥山はきれいに手入れがなされ、より人の暮らしに近いところでは炭焼きが行われたり、麻が栽培されていた。山には常に人の気配が存在していたのである。一九七〇年代まではほぼ毎日、地区の人びとが山に入っていたという。これでは野生動物が里に下りてくることも難しい。稀に里に下りてこようものなら、山の中腹まで追いたて

雑草から見つめ直す 人と自然の関わり

都市における市民農業の福祉的展開

松宮朝

1 はじめに——雑草から見る人と自然の関わり

愛知県名古屋近郊で耕作放棄地を農家から借り受け、農業を使わず自然環境に配慮した農法で耕作を行っている市民農業団体への調査を始めたときのことだ。インタビューのお願いをしたのだが、雑草を刈る作業が追いつかず時間がとれないという。何とか活動について教えていただこうと、足手まといになることを顧みずに、できれば農作業に参加しながら見学させていただかないかと尋ねたところ、「それならば草取りしながら話をしようか」と促され、畑で鎌を持ちながらお話を伺わせていただくこととなった。どの団体でも伺った話は共通していた。活動を始めるにあたって、雑草が大繁殖した耕作放棄地での草取り作業に膨大な時間と労力が費やされたこと、

そして現在でも農作業の大半は草取りに充てているということである。雑草を生やしたままだと地主にも周囲にも迷惑がかかるので、草刈りの作業を最優先にしているということだった。インタビューが終わった後も、「時間があつたら草取りに来てくれ」と言われ、いくつかの活動に継続的に関わりつつ調査を続けることとなった。都市における農の活動は一見すると、都市に残された希少な自然と関わりを持つ楽しい機会のようにイメージされるかもしれないが、実際には雑草の旺盛な繁殖力とのせめぎ合いであることを痛感させられたのである。

このように手作業での雑草駆除は大変な労苦を伴うものである。その一方で、雑草が生えることで、多くの人びとが鍬や鎌で草取りをする共同性が生み出されるということにも目を向けさせられた。雑草を刈る作業の合間の楽しみや、草刈りの合間にヨモギやスベリヒユなど食べられる草を見つける楽しみもある。刈り取った雑草を畝に敷く「雑草マルチ」(後述)の工夫や、肥料にすることで雑草を資源化する試みも見られ、雑草が必ずしもネガティブな存在だけではないことを考えさせられた。もちろん、これは、あまりにもその苦勞を無視した見方のように感じられるかもしれない。しかし何度も農作業に通ううちに、雑草が生える農地は、雑草が伸び生い茂ることを食い止める人びとの働きかけと共同を促すことによって、人と自然の関わりが生まれ、その共同性を通してさまざまな社会的課題が顕在化するフィールドとなることも教えられたのである。こうした雑草をめぐる人と自然の関わりは、環境社会学においても有機農業運動の文脈で、環境に配慮して農薬を使わないことによって生じる除草の負担をめぐる生産者と消費者との関係の問題として焦点化されてきた「松戸 2012」。これに対して本章では、都市部において非農業者である

市民が実践する市民農業を事例として、雑草の管理を通して見えてくる人と自然の関わりについて考えてみたい。

2 都市の緑地と農地の共同管理

雑草にはさまざまな定義がある。すべてに共通するのは、人の介入が薄い土地に生える「野草」とは異なり、農地や道路わきなど人為的に攪乱された土地に対応した植物であること、そして生えてくる植物が人間の活動を何らかのかたちで妨害するときにそれらが「雑草」とされるというように、人との関係によって規定されるという点だ〔宮浦ほか編2008〕。雑草は、その旺盛な生命力から「自然」としてイメージされることが多く、人の力を超えて条件が不利な土地でもたくましく生え成長する力強さなどの比喻で用いられるのだが、実際は人との関わりによって生み出されたものである。

さて、生い茂る雑草を自然環境という点からみると、せっかくの都市の緑であり、刈り取ってしまうことはもつたいたないように感じられるかもしれない。自然林のような自然の緑が少ない都市部では、雑草も貴重な緑ではないのか、と。農地の雑草管理について、一九六八年に日本で初めて雑草管理義務を条例で位置づけた千葉県習志野市のような自治体を除いて、土地所有者に法的な義務があるわけではない。ではなぜ、雑草の管理に追い立てられることになるのだろうか。農産物の生育や景観、害虫発生抑止などいくつか理由はあがるが、とくに都市部の農地所有者に

とって切実なのが、雑草をはびこらせて耕作放棄と認定されると課税額が著しく増えてしまうという問題である。不動産価値の下落を防ぐために、土地所有者、管理者にとっては雑草に神経をとがらせざるをえない。

もつとも、除草剤を用いて雑草を根絶やしにすることも環境に負荷を与えてしまう。つまり、雑草が生えるままに放置することも、根絶させることも、都市の環境を悪化させるというジレンマが生じてしまうのだ。もちろん、こうした極端な二項対立から逃れ、雑草をある程度生やしたままで栽培を行ったり、後に見るように雑草の資源としての活用を進めたりする動きはあるが、都市の緑の保全のためには、何らかのかたちで雑草の適正な管理が求められることになる。

このような雑草の管理が要請される都市農地は、二〇一七年の都市緑地法改正によって「緑地」として位置づけられたように、都市の自然環境を構成する重要な要素として保全する動きが進んでいる。日本の人口が縮小局面に入り、都市部で大規模な宅地造成などの開発圧力が弱まった結果、縮小する都市空間への対応として、都市農地が注目されるようになったのである。振り返ってみると、都市での生活の中に「園芸」「前栽」〔せんさい〕などで「農の内部化」を進める動きはあった〔安室2020〕。これに対して、近年の都市農業・都市農地への注目、農業体験・理解、レクリエーション、環境保全、防災などのように、より公共的な期待であることが特徴的である。

都市農地の政策的位置づけについて見ると、二〇〇六年の住生活基本計画の全国計画において、市街化区域内農地が「保全を視野に入れ」るものとされ、二〇一五年に制定された都市農業振興基本法では、市街化区域内農地を「都市にとってあるべき農地」とする根本的な転換が図られた。実

知らない海と共に生きる

福永真弓

1 知らない海よ、こんにちは

「今はもう、知らない海になってしまっているような感触もあります。海の変化に海洋生物も人間もついていけない気がします」。

二〇二三年の春、ノリの収穫が一段落した須磨（兵庫県神戸市）の海からそんなメッセージが届いた。今年の須磨のノリの出来はどうだったか、という私のメッセージへの、須磨浦漁友会の森本明さんからの返信だった。須磨は平年並みの出来だったけど、有明のノリの出来が悪かったこともあって、結果としてノリの市場値はよかった。よかったけど、本当にいろいろ考えさせられる年になった。そのような言葉に引き続いての、冒頭の言葉だった。

知らない海。私はしばらくその言葉から目を離すことができなかった。須磨浦は大阪湾という変化の著しい都市水域にある。須磨浦の漁師は、そのような都会の海で漁師であり続けてきた百戦錬磨の強者だ。第二次世界大戦後から大規模化した埋め立て、砂浜の減少、死せる海とまで呼ばれた水質汚濁、人工島の造成、国際港湾化のための浚渫^{しゅんせつ}、河川の付け替えや潮流の変化など、積み重ねられてきた人間活動が蓄積し、相互作用し合い、何が明確に変化をもたらす要素なのか把握することはとても難しくなった。須磨の漁師たちは、そんな複雑で不確実な海に向き合いながら、およそ尽くせる手管をすべて尽くして、漁師として食ってきた。

その彼が、須磨の海は知らない海になってしまったかも、と言う。父親の世代とは別物の海ですわ、魚も獲れないし儲からなくて困ります。そう言っているけど、須磨の海はずっと彼にとって慣れ親しんだ海だった。しかし、気候変動が直近の損傷となってやってきた変化は、とうとう海の状態に関するなにかしらの閾値を超えたい。森本さんに知らない海だと言わしめるほどに。

須磨の漁師たちが直面しているように、気候変動は第一次産業に大きな変容をもたらしている。むしろ、気候変動がもたらした生態系のレジームシフト^①と、それに伴い現れつつある見知らぬ生きものたち、慣れない季節変容、台風や豪雨などの新たな災害にどのように適応するかが、第一次産業が直面する最大の課題と言ってもよい。

森本さんたちの漁場がある兵庫県の瀬戸内海側では、一九六〇年代に冬の漁閑期対策としてノリ養殖が始まった。今ではその生産量の半分以上をノリ養殖が占めている（写真6-1-6②）。しか



写真6-1 須磨浦のノリの養殖棚
撮影：筆者

し、秋季の海水温の高止まりのため養殖開始時期は遅くなり、逆に春季には水温が早く上がり始めるため、養殖の終了時期が早まっている。ノリ養殖に適温である時期が短くなれば生産量はおのずから落ちる。また、刺し網や釣り船、地引き網などで獲れる魚種も変化している。冷水性のアイナメが消え、タチウオやタイワンガザミなどが獲れるようになり、以前は迷い込む程度だった暖海種の魚が越冬するようになった。

国立環境研究所の気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）では、沿岸域の生態系の変容がいかなるものかを科学的に把握したうえで、どのような適応策があるかを模索している。ノリ養殖の適応策として、耐高水温性の種苗開発、短期間でも収益が高くなるノリ品種の導入、藻食性魚類など食害生物の駆除等が挙げられているほか、ノリとは異なる新しい品種栽培の導入も提案されている^③。気候変動がもたらす影響の緩和よりも適応という言葉が第一次産業の現場でより切実性を持つのは、すでに明らかになった環境の具体的



写真6-2 ノリ網の様子
写真提供：須磨浦漁友会

な変化が明日の生計に関わるからだ。今や、適応するための環境ガバナンスの構築は世界共通の喫緊の課題となり、各国で具体的な施策が社会実験を伴って模索されている。なかでも海は、ブルーカーボンをはじめとする炭素循環においても、魚介類のみならず藻類やプランクトンなどの未利用資源を使った食・エネルギー生産においても、環境ガバナンスの重要な焦点となっている。

本章では、知らない海になってしまった目の前の海と、なんとか共に生きられるよう、試行錯誤する須磨浦の漁師たちの営みに着目する。戦後の開発や公害による海の変化に応答しながら生きてきた漁師たちは、人間と長らく伴走してきた生きものたちや、生きものたちを育んできた環境全体との歴史的関係性を導きの記憶として、知らない海を手当てし、共に生きられる日常の海へと育もうとしている。生きものたちは、人間との関わりを含め、環境全体との歴史的記憶をその身に刻む生きる記憶であり、人びとに他の記憶の想起を促す「大塚（2016）福永（2019）」^④。漁師たちの営みは、環境ガバナンスにおいても重要な論点となってきた記憶をめぐる議論に新たな視点を与えてくれる。

自然との関わりを通して 「欲しい地域」を生み出す

里山保全運動が目指したコモニング実践の先へ

松村正治

1 なぜナラ枯れ被害は拡大したのか

二〇二〇年代に入り、関東地方の里山でナラ枯れの被害が急速に拡大した。例年であれば森林が緑一色に覆われる夏に、葉が茶色く萎れて枯れる木が目立つようになった。

ナラ枯れは、ナラ類やシイ・カシ類の樹幹にカシノナガキクイムシ（通称カシナガ）が入り込んで病原菌（ナラ菌）を感染させ、水を吸い上げる機能を阻害して枯死させる伝染病である。二〇〇〇年代前半には森林・林業関係者の間で問題になっていたが、当時は日本海側に被害が集中しており、全国的には二〇一〇年頃から被害量が減少傾向にあったので、いずれ終息に向かうと考えられていた。それが二〇一八〜一九年に東京・神奈川で初めてナラ枯れが確認されると、これまで

被害に見舞われていなかった関東地方にもまたたく間に広がった。

もちろん、ナラ枯れの被害に遭った公園緑地では、さまざまな対策が講じられた。薬剤を樹幹に注入したり、カシナガが幹に入らないようにラップを巻いたりしてみたが、被害拡大の勢いの前に効果はあがらなかった。ナラ枯れ防除のための人員も予算も限られるなかでは、枝が落ちたり木が倒れたりしたときに人や物に被害を及ぼす危険性の高い枯損木を優先的に伐採し、それ以外の被害木は放置せざるをえなかった。過去の例によれば、ナラ枯れは五年程度でピークアウトしていたので、しばらくは災禍が過ぎ去るのを待つのが賢明と判断された。

ナラ枯れは江戸時代以前から単発的に発生していたといわれるが、集団的なナラ枯れは二〇〇〇年代以降に顕著になった現象である〔井田・高橋 2010〕。この原因を探ると、人びとと自然の関わりの変化に行き着く。

ナラ枯れは、雑木林の主要な構成種であるコナラやミズナラに多く見られ、とくに老齢の大径木が壊滅的な被害を受けた。雑木林が薪炭林として利用されていた頃は、十数年から二〇年前後の周期で伐採更新されていたので、それ以上樹齢を重ねることはなかったが、高度成長期に起こった燃料革命以降、利用価値が薄れた雑木林は放置されて植生遷移が進んだ。公園緑地内に残された雑木林では、景観的な観点から下草や低木が刈り払われたが、高木は手をつけずに保存された。その結果、雑木林には樹齢五〇年以上になるナラ類の大径木が多くなり、ひとたびカシナガが侵入すると爆発的に増殖してナラ枯れが急拡大する環境を準備したのである〔森林総合研究所関西支所 2007; 黒田編 2008〕。

このように、人間社会は、そのときの価値観から自然を評価して、変更したり、維持したり、放置したりしてきた一方で、思うようにならない自然と向き合い、自然との関わり方を試行錯誤してきた。私たちは人間と自然の関係について考える際、そうした歴史的、社会的な文脈から学ぶ必要がある。本章では、こうした問題意識から、一九八〇年代以降に日本国内で盛んになった里山保全運動を起点に、人びとが地域の自然にどのような価値を見いだし、どのように関わってきたのかを振り返る。そのうえで、人びとが地域の自然と適切な関係を結んでいくためには、どのような社会であるべきかを考えたい。

2 里山保全運動の拡大と里山の再評価

一九八〇年代、里山保全運動は自然保護運動の新しいかたちとして登場した。この運動は、守ろうとする対象と守るための手法の両面で、従来の自然保護運動とは異なっていた。

一九六〇年代後半、日本では高度経済成長の歪みとして公害や自然破壊が社会問題となり、七〇年代には公害反対や自然保護を目指す運動が広がった。その頃の自然保護運動では、原生自然をそのまま残す「保存」が望ましいとされ、人間の影響を排除して自然の遷移に委ねるべきとされた。当時は、原生林や鎮守の森を保護する必要性は理解されても、人間との関わりが深い半自然的な里山は守るべき対象として認識されていなかったのである。

里山は、かつて薪炭林・農用林として管理され、人びとの生活・生業を支えていた。ところが、

日本ではおよそ昭和三〇年代（一九五五～六四年）に、燃料は薪炭から化石燃料へ、肥料は堆肥から化学肥料へと置き換わり、利用価値を失った里山は管理を放棄され、都市近郊では急速に開発が進んだ。身近な自然であった里山が保護すべき対象に含まれるようになったのは、こうした質的・量的な変化が顕著になってからである。

原生自然の保護運動では、一本の樹木でも伐採させまいと開発行為への規制を訴えるのが常套手段であった。しかし、里山は人びとが手を入れて維持してきたところなので、人間が適切に管理する「保全」のためには継続的な関わりが必要となる。そこで、手入れを必要とする都市近郊の里山において、私有地・公有地を問わず、地権者ではない市民ボランティアが除伐や草刈りなどの管理作業を行う里山保全運動が始まった。

この運動の担い手は、都市的なライフスタイルを送る市民が中心であった。彼（女）らは、近くの里山を守りたいと自らの主張を訴えるばかりではなく、実際に保全のために身体を動かすことで自然との関わりを深めていった。その過程で、自分たちの行為に対する自然からのフィードバックを受け取り、どのように管理すればよいのかと考え続けた。こうした人と自然、人と人のコミュニケーションの積み重ねは、自分たちの暮らしや社会を見直すきっかけとなり、里山保全運動が地域づくりの核となることも多かった。

一九八〇年代後半からは、この市民運動を後押しするように学術的な観点からも里山に注目が集まるようになった。背景には、自然を評価するうえで植生自然度よりも生物多様性が重視されるようになった生態学史上の変革があった〔武内 1991; Wilson 1992 = 1995; Takacs 1996 = 2006〕。従来、里

自然再生と福祉をつなぐ ― 麻機遊水地での取り組み

◆西廣 淳

麻機遊水地は、静岡市を流れる巴川ともえがわに設けられた遊水地である。平常時は河川と隣接する広大な「空き地」だが、洪水で河川の水位が上昇した際は、河川との間の堤防（越流堤）を越えて流れ込んだ水を貯留し、下流域の水害リスクを軽減する。麻機遊水地がある地域は地形的には沼地であり、かつては湿地での稲作や漁撈の場として用いられてきた。一九六〇年代からは大規模な圃場整備事業が実施され、乾田化が進行した。しかし、一九七四年に発生した豪雨をきっかけに巴川が総合治水河川に指定され、治水事業の一環として、河川周辺の水田が遊水地へと転換された。

麻機遊水地は、オニバスやミズアオイなど、氾濫原を生育・生息場所とする動植物がきわめて豊かである。これら氾濫原の生物多様性の維持には、大型

の植物を除去したり、土壌を掘り起こしたりするような攪乱の発生が欠かせない。そのような攪乱を引き起こす営力は、時代とともに変化してきた。麻機遊水地では、圃場整備以前は洪水と耕作による適度な攪乱により多様な動植物相が維持されていたものと考えられる。圃場整備が行われてからは、乾田化や農業によりこれらの生物の生育・生息環境は大幅に損なわれた。その後、遊水地化の工事に伴う土木工事が適度な攪乱となり、氾濫原の生物多様性が再生した。しかし遊水地が完成してからの時間経過に伴い、攪乱の頻度・強度が低下し、植生の均質化が進み、氾濫原の動植物の生息・生育場所は減少した。遊水地には洪水時に河川の水が流れ込むものの、遊水地と河川の間に設けられた堤防（越流堤）を越えて流入する水は流速が弱く、氾濫原の生物の存続を

可能にするほどの攪乱は引き起こしにくい。麻機遊水地では二〇〇五年には自然再生推進法による協議会が設置され、市民団体による生物多様性の保全を目的とした湿地の耕起や植生管理の活動が行われるようになった。しかし、その活動で管理できる場所ごく一部に限られ、全体としては植生の均質化が進んだ。

この状況は二〇一四年頃から変化した。河川管理者（静岡県）と麻機遊水地に隣接する病院や特別支援学校との協議により、「ペーテル麻機構想」が提案され、自然再生協議会の下部組織として「ペーテル部会」が設置された。この名称には、障がい者が中心となり農業を基盤としたコミュニティを維持してきたドイツの地区での取り組みに学び、障がい者の自立支援を軸に、遊水地の自然を生かした多様な活動を進めようという意図が込められている。ペーテル麻機構想に基づく活動の一環として、福祉水田の整備などの新しい活動が開始された。また隣接する特別支援学校では、「麻活プロジェクト」として、遊水地の自然調査・観察、遊水地の植物を活用した紙づくりなど、自然環境の特性を生かした多彩な教育活

動が実施されるようになった。

これらの活動は、自然と触れ合う体験や野生の動植物の活用は重視しているものの、生物多様性の保全を主目的としているわけではない。保全生態学の研究者である筆者も、これらの活動では生物多様性保全のための取り組みを積極的には提案せず、教育、福祉、健康、公園利用を主目的とした活動に参加し、副次的に生物多様性保全にも貢献できる活動にしていくなかの工夫を提案・実践するにとどめている。保全が主目的ではないにもかかわらず、福祉水田において絶滅危惧種である複数の車軸藻類が出現し、ミズアオイやタコノアシも生育するなど、結果的に生物多様性保全に資する場の維持が実現した[Nishino et al. 2022]。また植物を工芸素材として利用している場所でも、何もしない場所よりも多様な種が生育するようになっていく。保全を主目的としない活動の「結果としての生物多様性保全」が実現している。

近年、生物多様性保全の方策としてOECM(Other Effective area-based Conservation Measures)の活用が注目されている。OECMは、「既存の自然保

地域・資源再生を担う新たな森林利用

◆平野悠一郎

新たな森林利用とは何か

誤解を恐れずに言えば、「新たな森林利用」とは、従来からその周囲に暮らしてきた「土地所有者・生活者」に「依存しない」森林利用である。むしろ、外部者が森林に対して抱く価値が、土地所有者・生活者を巻き込むかたちで展開される森林利用である。

森林という資源は、その育成と木材の収穫に長期を要するため、地域に根を下ろした土地所有者・生活者らが腰を据えて経営するのが好ましいとされてきた〔島田 1953 ほか〕。その反面、森林ほど、場合によっては相反する多様な価値を付与され、しかも外部者の価値に引きずられるかたちで変移してきた資源もない。そもそも日本各地で、森林からの継続

的な木材生産を目的に、生活者らを担い手とした人工林造成による林業経営が確立したのは、江戸時代、都市建設に伴う木材需要増の影響が農山村地域に及んだためであった〔加藤 2007; 斎藤 2014〕。一九六〇年代のエネルギー革命は、地域の人びとによる薪炭生産という森林への価値を喪失させた。二〇世紀後半にかけては、貴重な景観や生態系の揺籃としての森林の役割に、グローバルな注目が集まった。その結果、保護区の設定によって、地域の生活者による従来の森林利用が圧殺される事態も世界各地で生じてきた〔佐藤 2002〕。そして、二〇〇七年の日本の内閣府「森林と生活に関する世論調査」では、森林に期待する機能として、二酸化炭素を吸収・固定すること、地球温暖化防止に貢献するという回答がトップとなった〔石崎 2016〕。この価値づけは、一

九九七年末の国際交渉（COP3）に基づく京都議定書にて、森林が二酸化炭素の吸収源として認められた時点でクローズアップされた。それ以前は、炭素クレジットのような実際の森林経営に反映する仕組みはもとより、世論調査での項目すら存在せず、地域の土地所有者・生活者はおろか、専門の研究者にもまったくその価値が意識されていなかった。

このように、人間社会と森林との関係は、そのときどきの「新たな森林利用」を積み重ねることで変遷してきた。そしてもちろん、今日においても、こうした外部者のさまざまな価値を反映した新たな森林利用が、リアルタイムで生み出され、各地で展開しつつある。

地域・資源再生の 新たな担い手となる来訪者

こうしたなかで、近年の世界各地では、森林を含めた資源の利用を通じ、地域社会を持続的に運営していく新たな枠組みが求められている。とりわけ日本では、都市化・工業化を前提とした急速な経済発展の結果、過疎・高齢化や林業の低迷が農山村地域

を直撃し、今日、土地所有者・生活者のみでは、もはや地域の再生や森林の適切な整備を担いきれない状況が生まれている。この状況下で、地域・資源再生の枠組みを構築するには、新たな森林利用を志向する外部者の価値と、従来から森林と向き合ってきた土地所有者・生活者の価値が、地域という空間枠の中で共存共栄していく術を見いだすことが重要になる。しかし、このプロセスはそう簡単には行かない。なぜなら、自然をめぐる異なる価値は、それを認識する主体間の出会い頭の軋轢や対立を、半ば不可避免的に生み出すからだ〔Manning 2011; 宮内編 2013; 平野 2016 ほか〕。

では、どのようにすればそれらの軋轢・対立を乗り越え、新たな森林利用を組み込んだ地域・資源再生を導くことができるのか。ここでは、楽しみ、レクリエーションの場として、新たに森林を利用したいという価値を抱くようになった外部からの来訪者が、従来の森林利用者の価値との対立を乗り越えてきた事例に注目してみよう。

マウンテンバイクやトレイルランニングは、森林や山道を「走る」スポーツとして、ここ数十年に

グローバルイゼーションと食の風景

食流通がかたちづくる地域の風景

大元鈴子

1 食の風景——グローバルな食料システムと環境負荷

国際的に取引される食料の総量は、一九九五年からの三〇年近くで重量にして倍増した。取引の三分の一は、加工と再輸出のために少なくとも二度国境をまたぐ[FAO 2022]。そのために自国の食料需給のみならず国際的な需要によっても土地利用が変わり、また自然環境が破壊される。例えば、トルコのブレッドバスケットと呼ばれる中央アナトリアは、小麦の一大産地だが、灌漑による過剰な地下水の汲み上げにより、巨大な穴(sinkhole)が一夜にして出現する[久米・アクチャ 2018](写真8-1)。トルコ産小麦の最大の輸出相手はイタリアである。デュラム小麦のイタリア産



写真8-1 トルコの小麦地帯のシンクホール
撮影：筆者

パスタは、実は枯渇寸前の地下水により生産されたもので、それを私たちは日本で食べている。つまり、その場所の食生産風景(土地利用や生産風景)の背後には、国際的なフードバリューチェーンを通して形成される価値判断がある。

輸出目的のためにその国の農業景観と自然環境を大規模に改変してきた歴史として、単一品種(モノカルチャー)を大規模に栽培するプランテーションがある。始まりは植民地時代にヨーロッパ諸国が支配する地域において、主に熱帯性の植物(コーヒー、紅茶、 카카오、サトウキビ)などで始まった。カリブでのサトウキビ生産の拡大により、イギリス本国では労働者が十分なカロリーを摂取することができただけで産業革命が興えたり、また気候的にカカオの生産ができないはずのヨーロッパにチョコレートメーカーが集中していたりする理由だ。輸出目的で単一品種を生産するやり方は、現代でも続いている。東南アジアや南米における熱帯性のエビ(ブラックタイガー)やバナメイ養殖による土地利用の変化や、食用油の中でもその生産性と加工汎用性の高さから需要が高いパームオイルの原料として、一九八〇年代から急速にその栽培面積を伸ばしているアブラヤシなどである(写真8-2)。

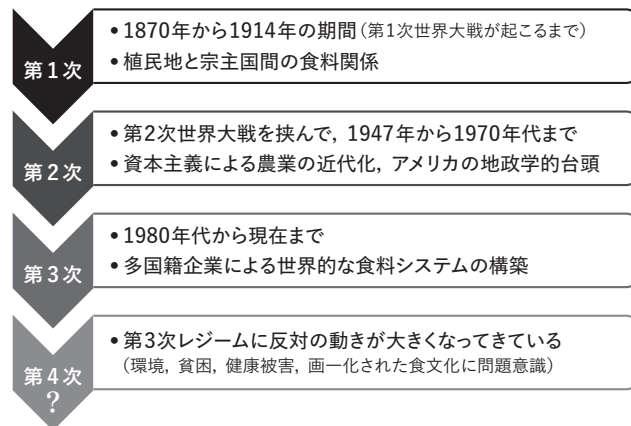


図8-1 フードレジーム論による世界の食料生産体制の変化

出所: Friedmann and McMichael [1989] をもとに筆者作成。

界規模の食料生産・供給が主流となった。しかしながら、近年、より顕著になった気候変動による不作や耕作適地の移動、また感染症パンデミックや世界各地で頻発する戦争による需要と供給の乱れが、この食料生産・供給体制の脆弱性を露呈させている。例えば、二〇二〇年に起こった新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延は、世界に食料を供給する最も効率的なシステムと信じられてきた大企業による工業的な食料生産・供給体制が簡単に途絶し、一方で産地では生産物が廃棄されているという事実を世界中で浮き彫りにした。フードレジーム論の議論においても、少数の多国籍企業がコントロールする現レジームが、まさに今、多様性や公平性を重視する次のレジームに移行しつつある試行錯誤の時期にあるともいわれている [Friedmann and McMichael 1989; Friedmann 1993]。環境、貧困、健康被害、画一化された食文化などの課題に問題



写真8-2 インドネシアのスマトラ島でも拡大するアブラヤシのプランテーション

写真提供: Rio Ardi

過去一〇〇年で大きく変化した世界の食料生産・供給体制の変遷を、ガバナンス、国際分業、資本蓄積などから説明する方法として「フードレジーム論」 [Friedmann and McMichael 1989] があつた (図8-1)。「第一次フードレジーム」は一八七〇年から一九一四年の期間で、第一次世界大戦が起こるまでとされる。植民地から宗主国へと送られる食料で説明され、先述した砂糖と産業革命はこのレジーム下での話である。第二次世界大戦を挟んで「第二次フードレジーム」は一九四七年から一九七〇年代までを指し、資本主義による農業の近代化やアメリカの地政学的台頭を基盤に国際経済が組織化した。このレジームは、一九七三〜七四年の食料危機 (世界同時不作) により終わり、補助金によって大量に生産されたアメリカからの安い穀類に頼っていた開発途上国は深刻な食料不足に陥った。いずれのレジームも世界中で食供給が影響を受けた出来事を契機にして終焉している。「第三次フードレジーム」は一九八〇年代から現代まで続くと考えられ、大規模で効率的な農業を基盤に、多国籍企業による世界的な食料システムが構築されている。これに伴って国家の利権が衰退し、国家間で構築されていた世界的食料生産の分業が多国籍企業に取って代われ、企業主導による世

つくられる自然

ゲノム編集の「自然さ」から考える

大塚善樹

1 規制緩和する自然——ゲノム編集の「自然さ」

私たちが行うゲノム編集技術は「欠失型」。狙った遺伝子をピンポイントで切ることによって、その機能を失わせる手法をとっています。この手法は外来遺伝子を導入しないため、生まれた品種は本来自然界に生まれる品種と言えるのです。（リージョナルフィッシュ株式会社ウエブサイト^①、傍点引用者）

ゲノム編集された生物が市場に流通し始めている。血圧を下げる効果があるとされるGABA（ガンマアミノ酪酸）を多く含んだトマト、可食部を増量した肉厚マダイ、成長の早いトラフグとヒ

ラメが農水省と厚労省に届出された。開発者は大学から発したベンチャー企業である。これらは遺伝子工学を用いながらも、導入した変異は自然界で起こる突然変異と区別できないとされ、遺伝子組み換え生物（GMO）の審査や表示を免除された。

この方針は、環境省の遺伝子組換え生物等専門委員会の下に設けられた「カルタヘナ法におけるゲノム編集技術等検討会」（以下、ゲノム編集検討会）での二回の議論によって二〇一八年に出された通知に由来する。カルタヘナ法とは、生物多様性条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書に対応する国内法のことである。そのゲノム編集検討会での議論の焦点の一つが、ゲノム編集の「自然さ」であった[Osuka 2021: 大塚 2023: 24-36]。

一九九〇年代後半に商業化されたGMOは、安全性や環境への影響の不安から審査や表示が義務化された。しかし、「GMOは不自然」という当時の消費者運動は、開発企業や規制官庁の専門家から「非科学的な感情論」であると批判された。それを反批判する科学社会学者もまた、「不自然」とは専門家への不信感を表すものだとして、論点を「自然」から遠ざけた[Marris 2001]。日本の批判的な消費者運動も、倫理的な批判は表に出さず、消費者の選択の自由を守るための表示制度に焦点を絞った。それが現在は、専門家の側が「自然さ」を理由にゲノム編集を規制緩和する。

この二〇年の間、分子生物学や植物育種学の専門家は、より「自然」な、例えば他種の遺伝子を含まない遺伝子操作を模索してきた[Nickan 2003]。ゲノム編集もその一つである^②。特定のDNA配列を切断し、細胞の修復エラーを引き起こすタイプのゲノム編集を、専門家はSDN-1と呼び、マダイを開発したベンチャー企業は「欠失型ゲノム編集」と呼ぶ。ゲノム編集ツールは、標的

となるDNA配列を見つけるガイド分子とそのDNA配列を切断する酵素から成る。最も有名なものが、「クリスパー・キャス9」と呼ばれる編集ツールである。クリスパー・キャス9は狙ったDNA配列を切断するが、それが細胞内の酵素によって「自然」に修復され、多様な変異が生じたり生じなかったりする。研究者はそこから都合の良い変異体を選択するにすぎない。

植物ではゲノムに編集ツールの遺伝子カセットを組み込む場合が多いが、戻し交配を繰り返してカセットのない植物を選抜することができる。³ 魚を含む動物では、遺伝子カセットではなく編集ツールそのもの、つまりガイド分子とDNAを切断する酵素を受精卵に注入するので、時間とともにそれらは分解される。いずれの場合でも、ゲノムのDNA配列を改変した痕跡は残らない。認識対象に人間を含めない近代科学は、誰がどのようにつくったか(歴史)よりもモノがどうであるか(性質)を重視する。

フィンランドの環境倫理学者ヘレナ・シーピによると、自然さは曖昧で多様な概念で、大きく分けても歴史、性質、関係による理由づけが行われている[Siipi 2008]。歴史としての自然さの概念では、過去にどのような人為的な作用が影響したかによって、ある出来事の原因はグラデーションを伴いつつ変化する。性質に依拠する自然さの概念は、その変化する過程の一面面を切り取ったスナップショットにすぎない。この見方では、誰がどんな技術でつくろうと、性質上、自然界のものと区別できなければ「自然」とするのだが、それにこだわる背景には次のような事情がある。

海外でつくられたゲノム編集体が本当にゲノム編集法を使っているのかというのがわからない可能性もあるなかで、単にプロセスレベルで規制を国内だけでかけていくのが本当にいいのかということについては、科学的な観点から冷静に議論する必要があるというふうに思います。[環境省(ゲノム編集検討会) 2018]

規制がない外国から輸入された農産物がゲノム編集由来かどうか調べる方法がない(自然に起きた変異と区別できない)状況下で、国内で行政に届出されたゲノム編集のみを規制すると、国内の開発者が不利になるという懸念である。これが「科学的な観点」かどうかはともかく、グローバル市場での技術開発競争が、国家がゲノム編集生物に「自然さ」を付与することの背景にある。科学技術によって国家の経済競争力を高めようとする政治的な力をテクノ・ナショナリズムと呼ぶことができるだろう。

本章のタイトルは「つくられる自然」である。「つくられる」は技術(あるいは人為)の介入を意味するので「つくられる自然」は矛盾した表現だろうか? そうではない、私たちが考える「自然」はモノと人間の関係から「つくられる」というのがこの章の前提である。ここでモノ(monumna)とは人間以外のすべての存在であり、自然物も人工物も想像上のものも含まれる。本章で取り上げるのは、遺伝子組み換えからゲノム編集へと進んできた農業バイオテクノロジーである。現在までの農業用動植物と人間の関係史を考えるならば、自然／技術の境界は常に変動してきたが、近代育種以降は技術の進展と裏腹に、制度的に「自然」とされる領域が拡大していることに気づかされ

だろうか。

註

- (1) リージョナルフィッシュ株式会社ウェブサイト「欠失型ゲノム編集」
[<https://regional.fish/genome/>][最終アクセス日：二〇二五年一月二日]
- (2) ゲノム編集技術の農業分野への展開と規制や知的財産権の現況、そして消費者の反応については、立川[2022]が詳しく。
- (3) 有性生殖を行う生物の遺伝子は母方由来、父方由来の二本の染色体にペアで存在する。遺伝子組み換えでランダムに挿入されるゲノム編集カセットは通常一本の染色体にのみ導入される。これをゲノム編集していない元の植物と交配すると、二本ともカセットの入っていない個体が一定の確率で生じる。
- (4) 地域の自然や社会に適応して育てられてきた作物や家畜であり、特定の性質に向けて改良を重ねた近代品種と違って遺伝的に多様で性質も安定しないが、貴重な遺伝子を含む。在来作物とその種子の重要性和保全については、西川・根本[2010]がわかりやすく参考になる。
- (5) 生物の多様性や冗長性があふれ出ることによって技術に対抗するというイメージで「氾濫」という言葉を用いている。この語の起源や範囲について、詳しくは、大塚[2023: 161-167]を参照。
- (6) これらの研究動向を、大塚[2023: 249-252]がまとめている。

III

所有権社会における 人間と自然の関係とその変容

池田寛二

1 はじめに

二一世紀も四半期を迎え、気候変動や生物多様性の減少に代表される地球規模の環境危機がかつてない速度で深刻化するのに伴って、人間と自然の関係も根本から問い直されようとしている。なかでも近年、二つの言説が世界中の多くの人びとにもっともらしく受け入れられている。一つは「人新世(Anthropocene)」¹、もう一つは「資本新世(Capitalocene)」²という、いずれも地球が新たな時代に入っていることを強調する言説である。人新世論は、地球の歴史がもはや人間活動の痕跡を抜きにしてとらえることができないフーズに移行してしまっているという認識を共有している。一方、資本新世論は、資本主義が自然を食い潰し破壊しすぎたために、地球の歴史がまったく新

たなフェーズに入っているという認識を共有している。どちらも今日の環境危機が地球の歴史を変えるほど深刻な出来事であると見立てている点では共通しているが、人間と自然の関係のとらえ方には微妙な違いがある。

環境社会学も、人間と自然の関係を現実社会の中で常に問い直してきた。だが、人新世、資本新世という二一世紀の新たな言説における人間と自然の関係のとらえ方をどのように受け止めることができるかについては、いまだ十分に議論されているとは言いがたい。そこで本章では、近年日本国内はもとより世界各地で深刻化しつつある獣害問題(animal damage problems)と、生物多様性の観点から新たに注目されている再野生化(re-wilding)の取り組みを事例として、人新世、資本新世という言説によって、これらの人間と自然の関係を象徴する現実を環境社会学的に読み解くことができるか検討してみたい。その結果、いずれの言説も、人間もしくは資本主義による自然の一方的収奪を強調するあまり、これらの複雑な現実をとらえきれないことが明らかになるであろう。

では、人新世、資本新世という言葉の限界を超えて、これらの現実を的確にとらえることができる環境社会学に相応しいパラダイムとはいかなるものなのか。それは、獣害や再野生化に特有の「所有すること」と「放棄すること」との一体化や錯綜した関連性とそこに内在する人間と自然の関係の変容を実証的に解き明かすことのできるパラダイムである。人間または資本主義による自然の一方的収奪の結果としてしか人間と自然の関係の変容をとらえられない人新世論も資本新世論も、これらの現実を的確にとらえることはできないのである。そのような新たなパラダイ

ムとして本章では、トマ・ピケティが壮大な格差論のコンテキストの中で提起した「所有権社会(société de propriétaires)」論の可能性を検討したい。

ピケティは大著『資本とイデオロギー』において、「格差は経済的なものでもなければ技術的なものでもない。イデオロギー的で政治的なものだ」[Piketty 2019: 20 = 2023: 7]という前提から格差の世界史の展開を試みている。ここで「イデオロギー」とは、「社会をどのように構造化すべきかを表現する、もつともらしい先験的な思想や言説の集合を指す」[Piketty 2019: 16 = 2023: 4]。そして、「みんな自分の財産を安心して享受し、……万人を等しく扱う法的、税的システムの恩恵を受け、法治の枠組みによる安定した予想がつくルールに保護されているはず」だとするイデオロギー、すなわち、「財産主義イデオロギー」によって正当化されている社会を、ピケティは「所有権社会」と呼ぶのである[Piketty 2019: 151 = 2023: 123]。ピケティは、このような社会はフランス革命期に発明され、遅かれ早かれ世界中の国々で断続的に発展し、二一世紀の今、歴史上最大化した格差を生み出している社会だと考える。なぜなら、所有権社会とそれを正当化する財産主義イデオロギーは、常に、万人が自分の財産から果実を引き出す権利を保障する「解放的な側面」と、既存の財産権を国家が保護することによる「不平等的で権威主義的な結果」との「緊張関係」を内包しているからであり[Piketty 2019: 151 = 2023: 123]、今日の所有権社会は明らかに後者に極度に偏っているがゆえに、格差が世界史上最大化していると見ることができるというわけである。

さらにピケティは、「おそらく最も重要な問題は、もたらす損害と受ける損害の両面において環境格差の考慮が不可欠なことだ」[Piketty 2019: 776 = 2023: 67]として、所有権社会の格差分析の射

グローバル・コモディティの環境社会学を構想する

◆寺内大左

インドネシア東カリマンタン州には豊かな熱帯林が存在し、ここでは焼畑民が熱帯林を利用して生活している。しかし、二〇〇〇年以降、企業による大規模な石炭の露天掘りが進められている。熱帯林は丸裸にされ、先住民社会は大きな影響を受けている(写真D-1・D-2)。筆者は石炭開発に対して焼畑民がどのように対応しているのかを調査してきたが、まさかこの問題が日本の原子力発電所事故と電力問題につながっているとは思ってもみなかった。

その事実を知ったのは、東カリマンタン州の地方紙「Kaltim Post」(二〇一四年八月六日付)の「原子力発電所事故で石炭火力発電へ——日本への石炭輸出のチャンス」という記事を目にしたときであった。その記事には、福島第一原子力発電所の事故現場の写真と、日本を訪問したエネルギー・鉱物資源大臣の

「日本は原子力発電所の事故を受け、石炭火力発電に移行し始めている」、「インドネシアにとって石炭輸出货量を増加させるチャンスである」という発言が掲載されていた。実際、日本では原発事故以降、石炭火力発電所の増設が政策的に進められ、各地で立ち上がる発電所建設計画に対して地元住民が反対運動を展開している状況にあった。日本の環境・社会問題と東カリマンタン州の環境・社会問題が、石炭の生産と消費を通してつながっていることを自覚した瞬間であった。

考えてみれば、日本は石炭のみならずさまざまな原材料・商品を輸入し、消費を満たしている。食料・木材・エネルギーの自給率は低く、第一次産業は衰退し、農山漁村の人口は減少している。二次的自然は荒廃し、その再生が課題となっている。また、地

写真D-1

焼畑民の集落と森林景観

撮影：筆者



方再生も兼ねたかたちで再生可能エネルギー事業が試みられてもいる。一方、原材料・商品の輸入は海外の資源開発と表裏一体の関係にある。海外、とりわけ開発途上国では輸出品の採取・生産、加工・製造の過程で深刻な環境・社会問題が引き起こされてきた。また、日本は廃棄物を「資源」として途上国に輸出し、環境負荷をかけてもいる。

このように日本と途上国の環境・社会問題はグローバル・コモディティ(国際市場で取引される原材料や商品)の生産と消費を通して関連していることが少なくない。グローバル・コモディティの採取・生産、加工・製造、消費、廃棄の現場で生じる環境・社会問題を、各プロセスの相互関係の中からとらえ、問題解決を追求する「グローバル・コモディティの環境社会学」が必要とされている。この分野は国境をまたぐマルチ・サイテッドな視点を有し、持続可能な開発目標(SDGs)の目標12「つくる責任 つかう責任」と関係する実践的な分野といえる。

グローバル・コモディティの環境社会学研究とは銘打っていないものの、国際関係やグローバル化・シジョンに起因する環境問題に取り組む研究は、一

私たちはいかに 自然を構想しうるか

福永真弓

●不可視化されてきた自然

『シリーズ 環境社会学講座』の第4巻にあたる本書には、かつてなく生態学的危機と社会不安や社会問題が密接に絡み合う現代において、正負のさまざまな「遺産」を抱えながら、自然と関わることで生きる場所をつくらうとする人びとの営みが描かれている。本書に収められた論考は、自然との関係性について問うことは、私たち人間が生きる土台そのものの、社会の再生産の仕組みについて語ることだとあらためて示してくれる。あらためて、というのは、現在社会においてこうした関係性は見えにくくなっているからだ。

私たち人間は、自然に働きかけて、住まう場所をつくり、食べるものを調達し、着るものをはじめとする生活に必要なもの、そしてそれ以上のものを生み出す。こうした営みが歴史的に蓄積され、自然の側にも私たち人間の痕跡が刻まれて景観となり、集団としての世界観や文化的な価

値を生み出してきた。

近代以降、こうした営みは分業化された社会システムの中に取り込まれ、労働と生産の様式は資本と権力関係の中に組み込まれた。拡大する人間活動は、自然のエコノミーを大規模に変容させていった。「さまざまな『遺産』」と冒頭に書いたのは、資本主義の歴史的な勃興と成長に大きく寄与した植民地主義、土地の疎外、労働力の搾取と移動の強制、集中的な土地利用、グローバル化した商業、人種差別的思考と暴力、それらの交差により生まれたプランテーションの延長線上に、私たちの消費社会があり、フードシステムやエネルギーシステム等があるからだ。

気候変動は人間活動の蓄積が与えた直近のトリガーであり、それによりもたらされるリスクや被害は、こうした「遺産」が抱えている生態学的条件や、貧困や差別などの社会問題によって脆弱化されてきた人びとに偏ってもたらされる。ゆえに、環境不正義の問題は、気候変動の要因となる諸活動に最も関与してこなかった貧困層や社会的弱者にこそ、気候変動をトリガーとするリスクや被害が集中するという、気候正義の問題とつながっている [Schlosberg and Collins 2014]。

消費者として生活していると、どのような生きものや生態系が、いかに自分たちの生命や暮らしの再生産に関わっているかは見えにくい。朝起きてから欠かさず利用する水ですら、インフラの中に組み込まれ、その水源も下水としての行く末も知られることはあまりない。そして、目の前の商品が、世界のどこで、どのような景観を生み出しているかについても、意識することも少ない。脆弱化されてきた人びと、リスクや被害の偏りに苦しむ人びとや、生息域ごと奪われてきた生きものについても同様だ。